

山口県報

令和7年
2月28日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 保安林予定森林(山口市) (森林整備課) 一
 - 保安林の指定(森林整備課) 二
 - 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工
事(都市計画課) 二
 - 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定(建築指導課) 二
- 公告
 - 山口しごとセンターに係る指定管理者の指定(労働政策課) 三
 - 土地改良事業の工事の完了(農村整備課) 三
- 選管告示
 - 政治団体の名称等 四
 - 政治団体の異動事項 四
 - 解散等に係る政治団体の名称等 四
 - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称
等 五
- 公安委規則
 - 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 五
 - 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則 六
- 公安委告示
 - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部を改正する
告示 六
- 雑報
 - 県報の正誤(令和七年二月二十一日山口県報の目次) 六



山口県告示第五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和七年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市小郡下郷字大山二五三九から二五四六まで、字百谷巻二五四九、百谷式二五
五二の一、字南百谷三一〇六八六から一〇六九〇まで、一〇六九一の一から一〇六九
一の三まで、一〇六九二、字北百谷巻一〇六九三、一〇六九三第一、一〇六九四、一
〇六九五の一、一〇六九六から一〇六九九まで、字南百谷巻一〇八二〇から一〇八二
三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市小郡下郷字百谷巻二五四九・字百谷式二五五二の一・字南百谷三一〇六
八六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

岩国市周東町差川字楠木四一、字国森一〇〇九三の七八、一〇〇九三の八一から一〇〇九三の八三まで、一〇〇九三の八五、一〇〇九三の八七、一〇〇九三の八八、一〇〇九三の九〇から一〇〇九三の九三まで、一〇〇九三の九七、一〇〇九三の二二〇、一〇〇九三の二三三、一〇〇九三の二三四

大島郡周防大島町大字西安下庄字西長迫三六八三、三六八四の一、三六九〇から三六九三まで、三六九四の一、三六九四の二、三六九五の二、三六九五の四、三六九六、三六九七、三六九七の一、三六九七の二、三七〇一、三七〇二の一、三七〇二の二、三七〇三、三七〇六の一、三七〇七の三、一一二六四の一、一一二六四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町差川字国森一〇〇九三の七八・一〇〇九三の九三

大島郡周防大島町大字西安下庄字西長迫三六八三・三六八四の一・三六九〇から三六九三まで・三六九五の四・三六九六・三七〇一・三七〇二の二・三七〇

三・三七〇六の一(以上一四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに岩国市役所及び周防大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十四号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

令和七年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 公共下水道の名称

周防大島町特定環境保全公共下水道

二 工事の内容及び区域又は区間

内 容	区 域 又 は 区 間
幹線管渠	大島郡周防大島町大字小松字南町八七五地先から同郡同町同大字字安迫六一の六地先まで

三 工事の完了の日

令和七年二月二十八日

山口県告示第五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和七年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 中間検査を行う区域

山口県の区域(下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市の区域を除く。)

二 中間検査を行う期間

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

三 中間検査を行う建築物

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程をその工事に含む建築物、法第八十五条第六項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物、同条第七項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めた建築物並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第333号）第十号第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、一の建築物の新築に係る部分が決のいづれかに該当するものについて、中間検査を行う。

(一) 分譲を目的とする住宅

(二) 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が三であるものに限る。）

(三) 主要構造部が鉄骨造であつて、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物（テント倉庫建築物の構造方法に關する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）に規定するテント倉庫建築物を除く。）

四 特定工程

(一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事（枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事）

(二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事

(三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

(四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

五 特定工程後の工程

(一) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事

(二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事

(三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

(四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事



(三三三) 山口しごとセンターに係る指定管理者の指定

山口県しごとセンター条例（平成十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第八条第一項の規定により、山口しごとセンターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和七年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日本マンパワー 東京都千代田区神田東松下町四七番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、山口しごとセンターの利用を拒むこと。

三 指定しようとする期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

(三三四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和七年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営後谷地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和六年九月二十六日



令和七年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長

黒藤 邦彦

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒藤 邦彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出（年月日）
自由民主党山口県美祿市第一支部	中本 喜弘	杉山 勝巳	美祿市大嶺町東分2924の5		令和7、24
「5つめの良し」で街づくりの会	西山 嘉昭	光畑 公子	萩市大字土原437		令和7、16
市民連携やない	志熊 英子	井原 耐子	柳井市古開作710		“ “ 3
首藤もとよし後援会	首藤 元嘉	首藤 元嘉	長門市日置中908の1		“ “ 4
武野裕司後援会	武野 裕司	武野 美優	山陽小野田市日の出3丁目2番3号		令和7、23
橋本けんじ後援会	松永 博則	橋本千鶴子	長門市西深川2948の3		“ “ 8
藤田えりか後援会	藤田枝里香	藤田敬太郎	熊毛郡田布施町大字馬島32		令和7、27
守田達也後援会	守田 達也	福本 晴美	“ “ 大字麻郷554の10		“ “ 5
山口県介護障害福祉事業者政治連盟	齊藤 昌昭	岩崎 卓哉	下関市新地町3番28号		令和7、22

山口県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考（異年月日）
			新	旧	
公明党山口総支部	猶野 克	事務所	宇部市恩田町2丁目6番12号	宇部市錦町5番5号	令和7、9
公明党東山口総支部	金子 優子	“	周南市大字夜間市湯田温泉3丁目3番8-1306号	山口市小郡下郷新丁1483	“ “ 15
公明党山口総支部	其原 義信	代表者	其原 義信	村上 満典	“ “ 8
自由民主党秋芳支部	安富 法明	“	中本 千春	猶野 智和	“ “ 14
自由民主党秋芳支部	岡 生子	事務所	萩市大字土原1130の1	萩市唐樋町69	令和6、1
立憲民主党山口県総支部連合会	平岡 秀夫	代表者	岡 生子	新谷 和彦	令和7、8
立憲民主党山口県第3区総支部	“	“	平岡 秀夫	小田村克彦	“ “ “
井原健太郎後援会	井原健太郎	事務所	柳井市古開作710	柳井市南町1丁目7番5-203号	令和6、3
大井淳一朗後援会	半矢 幸子	代表者	半矢 幸子	大本 軍	令和7、8
笠井泰孝後援会	長谷川典彦	代表者	長谷川典彦	堀田 正隆	令和6、28
中村博行後援会	花本 敏夫	“	花本 敏夫	前田 清治	令和7、10

山口県連族政治連盟本部	市来健之助	〃	市来健之助	新宅健次郎	令和6、 24
山口県司法書士政治連盟	龍角 信夫	事務所	山口市駅通り 2丁目9番/5号	山口市神田町 5番/1号	〃 〃 18
山口県私立幼稚園振興連盟	梶山 正迪	代表者	梶山 正迪	渡邊 和行	令和7、 1
山口県ビルメンテナンス政治連盟	松山 邦彦	会計責任者	岡田 時秀	上利 嘉	〃 〃 〃
わせたまゆみ後援会	松岡 清司	〃	升本 栄美	相浦 慎治	〃 〃 10

山口県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
日本維新の会衆議院山口県第3選挙区支部	伊藤 博文	伊藤 博文	美祿市大嶺町東分6520の26	令和6、 12、26
伊藤博文後援会	〃	〃	〃	〃 〃 〃
魚永智行後援会	小村 忠昭	魚永 良子	周南市西松原4丁目2番29号	〃 〃 31
尾崎隆則後援会	森永 三男	神田 末夫	〃 新清光台/丁目7番20号	〃 〃 〃
岸信夫後援会	岸 信夫	吉永 隆史	熊毛郡田布施町大字下田布施399/	〃 〃 11、30
小松英二後援会	小松 英二	小松 英二	下松市大字東豊井/031の4	〃 〃 12、31
さかつじ義人後援会	坂辻 義人	森 義勝	山陽小野田市共和台2番/17号	令和7、 1、23
創信会	柏原 伸二	吉永 隆史	岩国市今津町/丁目10番/17号	令和6、 11、30
たかさごともこを励ます会	高砂 朋子	高砂 雅幸	防府市大字台道/355の/40	〃 〃 12、31

山口県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

田村勇一後援会	藤井 竜也	上田 馨	周南市城ヶ丘4丁目8番23号	〃 〃 11、30
俵かおる後援会	秋山 元	田原 義信	美祿市秋芳町嘉万/388	〃 〃 12、31

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でない くならなかった年月日)
伊藤 博文	伊藤博文後援会	令和6、12、26
坂辻 義人	さかつじ義人後援会	令和7、1、23
高砂 朋子	たかさごともこを励ます会	令和6、12、31



聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「聴聞を行う公安委員会等の事務所の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「地域運用課」を「通信指令課」に改め、同条第五項中「五課」を「四課」に改め、「運転管理課」を削り、同条第七項中「企画室」の下に、「人材戦略室及び警務管理室」を加え、「地域部地域運用課」を「地域部地域企画課」に改める。

第四条第一項警務課に関する部分中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 本部の各部（刑事部、交通部及び警備部を除く。）の庶務に関すること。

第四条第三項地域企画課に関する部分第三号中「地域運用課」を「通信指令課」に改め、同部分中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 鉄道警察に関すること。

第四条第三項地域運用課に関する部分中「地域運用課」を「通信指令課」に改め、同部分中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項運転免許課に関する部分中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同部分第三号中「自動車等の運転者に対する」を「運転免許に係る」に、「適正検査」を「適性検査」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 運転免許の取消し、停止等の処分に関すること。

第四条第五項運転管理課に関する部分を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年二月二十八日

山口県公安委員会

表山口県柳井警察署の部余田警察官連絡所の項及び同表山口県防府警察署の部向島警察官連絡所の項を削り、同表山口県美祢警察署の部美東交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「美東町赤、美東町絵堂、」を、「美東町長登」の下に、「美東町綾木」を加え、同部赤郷警察官駐在所の項及び綾木警察官駐在所の項を削り、同表山口県長門警察署の部湯本警察官駐在所の項所管区の欄中「深川湯本」を「のうち深川湯本、洪木、真木」に改め、同部洪木警察官駐在所の項を削り、同表山口県下関警察署の部関門国道下関検問所の項名称の欄中「関門国道下関検問所」を「関門国道下関警備派出所」に改める。



正 誤

令和七年二月二十一日山口県報の目次

<p>課</p> <p>公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示の一部改正（環境政策課）</p>	<p>正</p> <p>公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示の一部改正（生活衛生課）</p>
--	--